

令和7年

秋の全国交通安全運動

長崎市実施要綱



<実施期間> 9月21日（日）～30日（火）

スローガン 見えないを 見えるに変える 反射材



令和6年度交通安全啓発図画コンクール入選作品（小学校高学年の部）

長崎市立式見小学校 6年（当時） 平井 健翔さんの作品

運動の重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- 4 二輪車関連の交通事故防止（長崎市の重点）

◎特別広報：「横断歩道「止まらんば運動」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進
主唱 長崎市交通安全対策推進協議会

運動の目的

本運動は、市民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、市民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

歩行者と車両が衝突する交通事故は、死亡事故などの重大な交通事故につながるおそれがあり大変危険です。これらを防止するため、安全な道路横断方法の実践や夜間外出時における反射材用品等の着用はとても重要です。歩行者、運転者がお互いに交通ルールを守り交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

歩行者

- 道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用しましょう。
歩行者は手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝えましょう。
- 横断途中も左右の安全確認を行い、特に左側から走行してくる車両の確認をしっかりしましょう。
- 夜間・早朝・夕暮れ時などに外出する際や、子供の帰宅が遅くなるときなどは車に注意するよう声をかけたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身につけるようにしましょう。
- 横断歩道手前の路面に標示された「ダイヤマーク」は、その先に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道を渡ろうとする歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道を譲るなど、歩行者優先の意識を持ちましょう。

運転者

- 横断歩道において、横断中の歩行者や横断しようとする歩行者がいるときは、その横断歩道手前で必ず一時停止して、歩行者に道をゆずりましょう。
- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、歩行者の近くを通行するときや、通学路・交差点等の歩行者の存在が予測できる場所では、あらかじめ安全な速度に減速するなど安全運転を心掛けましょう。
- 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、近道又は渋滞を避けるために安易に生活道路を通行せず、幹線道路を通行するよう努めましょう。

家庭・学校 地域・職場 関係機関等

- 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進しましょう。
- こどもや高齢者等に対する、参加・体験・実践型の交通安全教室等による交通安全指導を推進しましょう。
- 各種講習会において、反射材用品等の効果について周知を図り、反射材の着用を促進させましょう。
- 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこども目線からの危険箇所の把握と解消に努めましょう。

令和7年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

重点2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

「歩きながら」「自転車・車を運転しながら」スマートフォンを使用するのは、視野が狭くなったり反応が遅れたりするので交通事故の原因となり大変危険です。飲酒運転による悲惨な交通事故も依然として発生しています。また、日の入り時間が早まる秋口以降は、夕暮れ時や夜間に重大な交通事故が多発する傾向にあります。ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進のため、次の項目を推進します。

歩行者

- 歩きながらスマートフォンを操作するのは、前方への注意が散漫になり転倒や衝突、交通事故の原因となるのでやめましょう。
- 車両を運転するときは、スマートフォンを操作するなどの危険な「ながら運転」は絶対にやめましょう。
- 飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく、交通事故を起こしたときには、民事上も厳しい責任を負うようになることを自覚して「飲酒運転は絶対にしない」という強い意志を持ちましょう。

運転者

- 飲酒して一定時間が経過しても、「二日酔い」など体にアルコールが残っていれば酒気帯び状態となるので、飲酒するときは、運転予定を考慮し、飲酒時間や飲酒量に注意しましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間の対向車や先行車がいない場合は遠くまで見通せるハイビームにするなど、ライトのこまめな切り替えを徹底して、歩行者等を早期に発見しましょう。

家庭・学校 ・地域・職場

- 日頃から、ながらスマホや飲酒運転の悪質・危険性などを話題にして、ながらスマホや飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための検討会の開催、運転開始前・終了後のアルコールチェッカーによる確認など、飲酒運転をさせない環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 交通事故や交通上のトラブルを防止するため、ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。

関係機関 ・団体

- 地域の交通安全啓発活動へ積極的に参加しましょう。
- 「夕暮れ時の早め点灯」「雨天・曇天時の終日点灯」のほか、夜間のライト上向き下向きのこまめな切り替えを啓発しましょう。
- 各種メディアを活用して、ハンドルキーパー運動の推進や、飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止など、飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で交通事故防止のための運転を心がけるよう指導しましょう。

| | | | |
|------|----------|-----------------|--|
| 県内 | 9月22日(月) | 街頭指導活動・広報活動強化の日 | 登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。 |
| 統一行事 | 9月26日(金) | 飲酒運転根絶強化の日 | 飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。 |
| | 9月30日(火) | 交通事故死ゼロを目指す日 | 市民一人一人が交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼び掛けます。 |

重点3

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

自転車は、身近で便利な乗り物ですが、一方で交通ルールの理解不足による交通違反を原因とする事故も発生しています。また、令和5年7月1日から、一定の条件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されています。自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守と交通マナー向上を促進するため、次の項目を推進します。

自転車 ・特 定 原 動 機 転 利 用 の 者

- 自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は、自らを守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車運転中は、スマートフォンの使用、イヤホンでの音楽視聴、傘さし運転等は禁止されているので絶対にやめましょう。（「ながら運転」の禁止）
- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険等に加入しましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

家庭・学校 ・地域・職場

- 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対して、「ながら運転」の禁止や歩行者保護などの交通ルールの遵守と安全運転の声掛けを実践しましょう。
- 全ての年齢層の自転車・特定小型原動機付自転車利用者に、ヘルメットの着用を呼び掛けましょう。

関係機関・団体

- 配達業務中の交通事故防止のため、関係事業者や自転車配達員へ安全対策を働き掛けましょう。
- 自転車の損害賠償保険加入を促進するための広報啓発を行いましょう。

重点4

二輪車関連の交通事故防止

長崎市の重点

長崎市においては、全ての交通事故発生件数に占める二輪車関連の交通事故の割合が依然として県全体よりも高い傾向にあります。二輪車運転中の安全意識の徹底や運転マナーの向上を促進して、二輪車による交通事故を防止するため、次の事項を推進します。

運転者

- 二輪車の運転者・自動車の運転者は、お互いに注意して交通事故の防止に努めましょう。
- ヘルメットは必ず正しく着用し、胸部等保護のためのプロテクターも着用するようにしましょう。
- ライトは必ず点灯し、自動車の運転者や歩行者から確認されやすいようにしましょう。
- 二輪車の運転者は、自分の技量を知り、無理な追い越し・スピードの出し過ぎに注意して安全運転に努めましょう。



家庭・学校 ・地域・職場

- 二輪車は自動車に比べて小さいため、自動車の陰から突然現れる危険性があることを外出する人に呼び掛けましょう。
- 通勤時には、心と時間に余裕を持つように心掛け、安全運転に努めるよう職場で指導しましょう。
- 二輪車を運転する人に、ヘルメットの正しい着用を指導し、プロテクターの着用も呼びかけましょう

関係機関・ 団体

- 各種メディアの活用やキャンペーン等を通じて、自動車、二輪車のマナーアップについて周知を図りましょう。